

財産の取得について

防災対策施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲川 元庸

1 物品の表示

品 名	数 量
防災倉庫	21 台

2 契約金額 23,572,500 円

3 契約の相手方 奈良県大和郡山市横田町 595 番地 1
株式会社ハウワ
代表取締役 北森 康史

工事請負契約の締結について

三条本町線及び付帯施設整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の 5 パーセント以内において変更することができる。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 三条本町線及び付帯施設整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 140,490,000 円
- 4 契約の相手方 奈良市茗荷町 1033 番地
三条本町線及び付帯施設整備工事
廣岡建設・奈良県緑化土木特定建設工事共同企業体
代表者 廣岡建設株式会社
代表取締役 貫定 毅巳
奈良県緑化土木協同組合
代表理事 野島 幸雄

三条本町線及び付帯施設整備工事の概要

1. 工事場所 奈良市三条本町地内

2. 工事規模 三条本町線整備工事 $L = 270\text{ m}$
 $W = 23\text{ m} \sim 27\text{ m}$

排水構造物工 一式

舗装工 一式

区画線工 一式

道路附属施設工 一式

電線共同溝工 一式

三条本町線付帯施設整備工事

$\phi 100\text{ mm}$ 配水管布設工 $L = 32\text{ m}$

$\phi 150\text{ mm}$ 配水管布設工 $L = 158\text{ m}$

$\phi 200\text{ mm}$ 配水管布設工 $L = 62\text{ m}$

$\phi 300\text{ mm}$ 配水管布設工 $L = 141\text{ m}$

$\phi 75\text{ mm}$ 排泥管工 2箇所

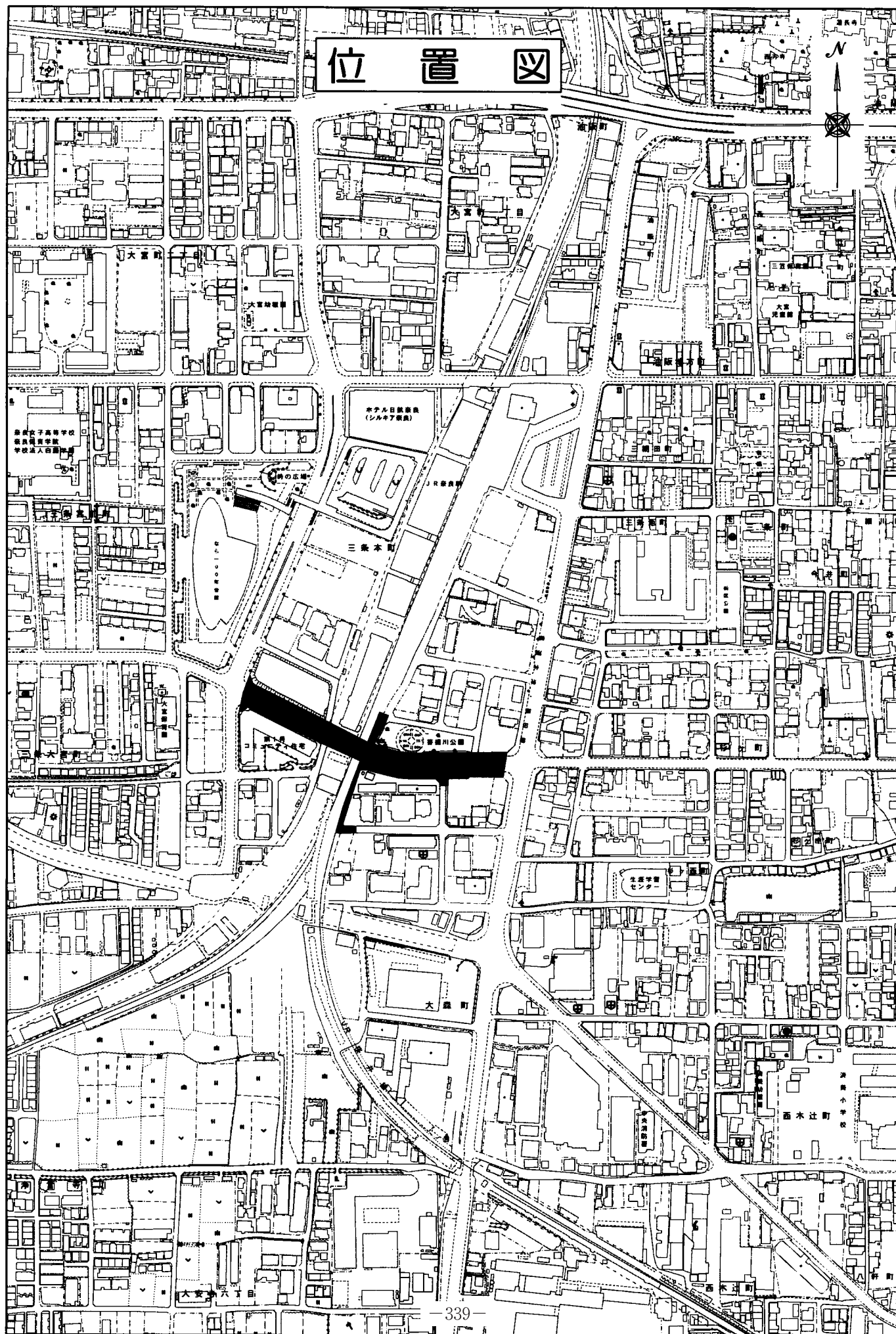
$\phi 100\text{ mm}$ 排泥管工 1箇所

消火栓設置工 2箇所

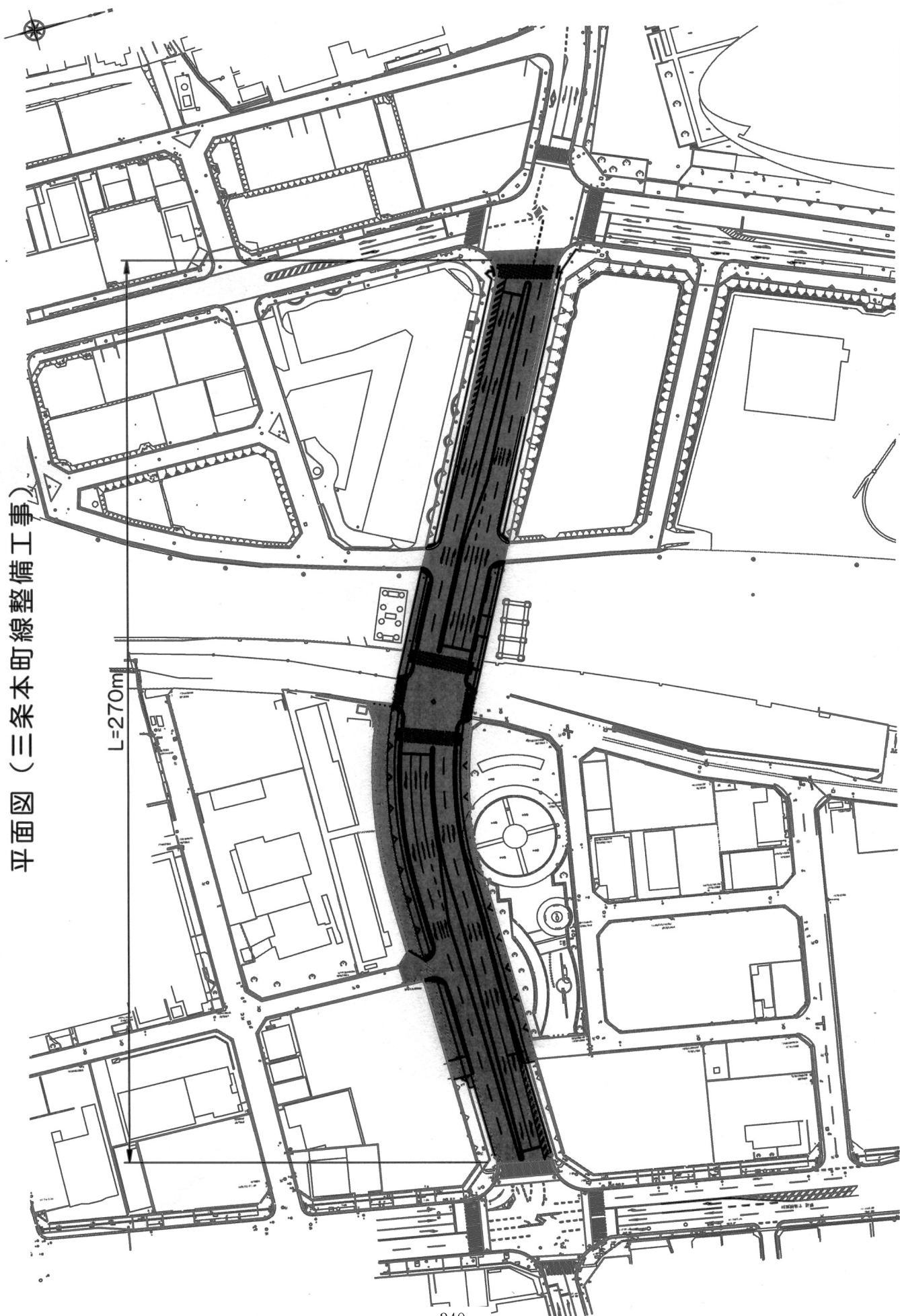
付帯工 一式

3. 工期 契約の日から平成25年12月27日まで

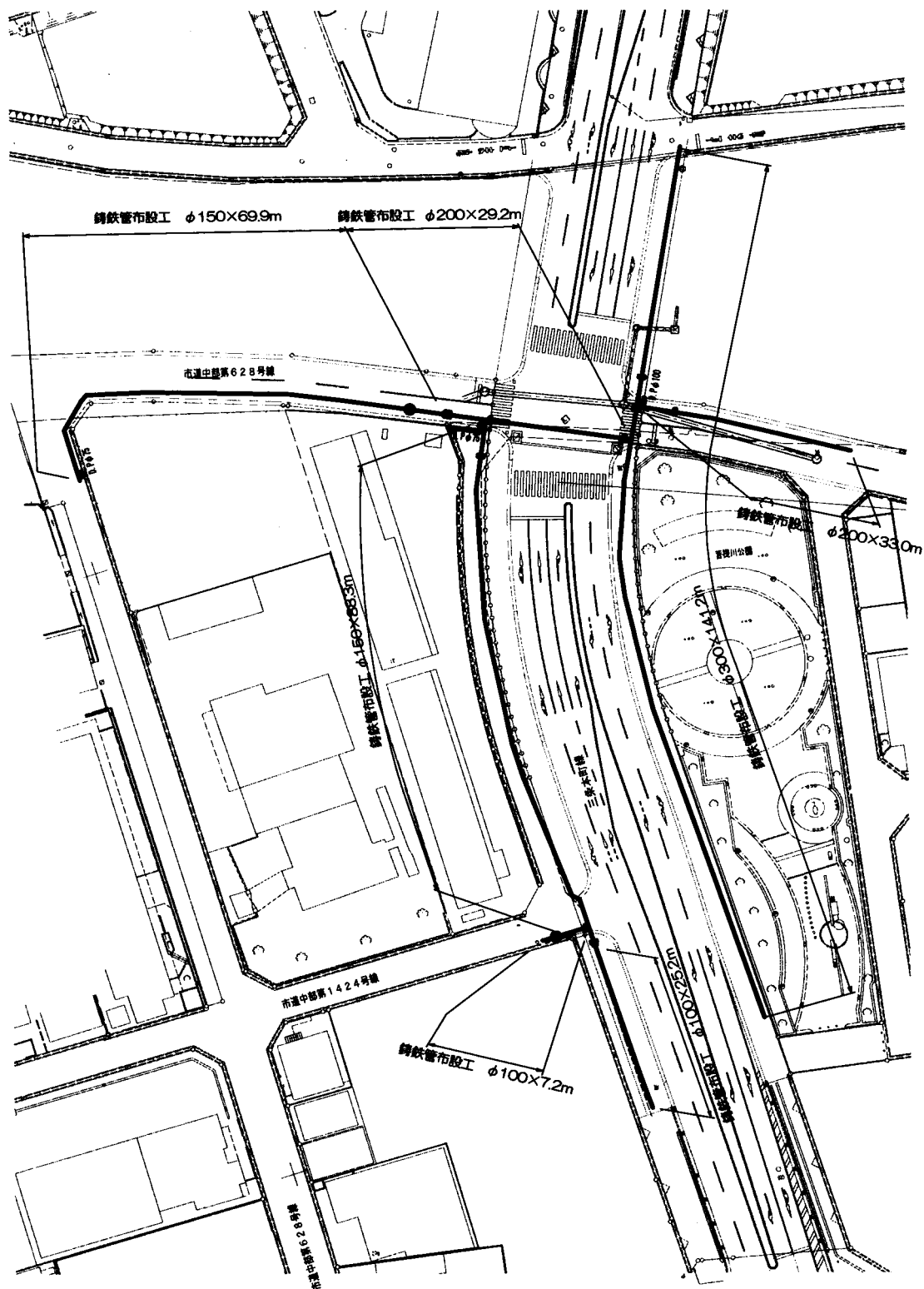
位置図



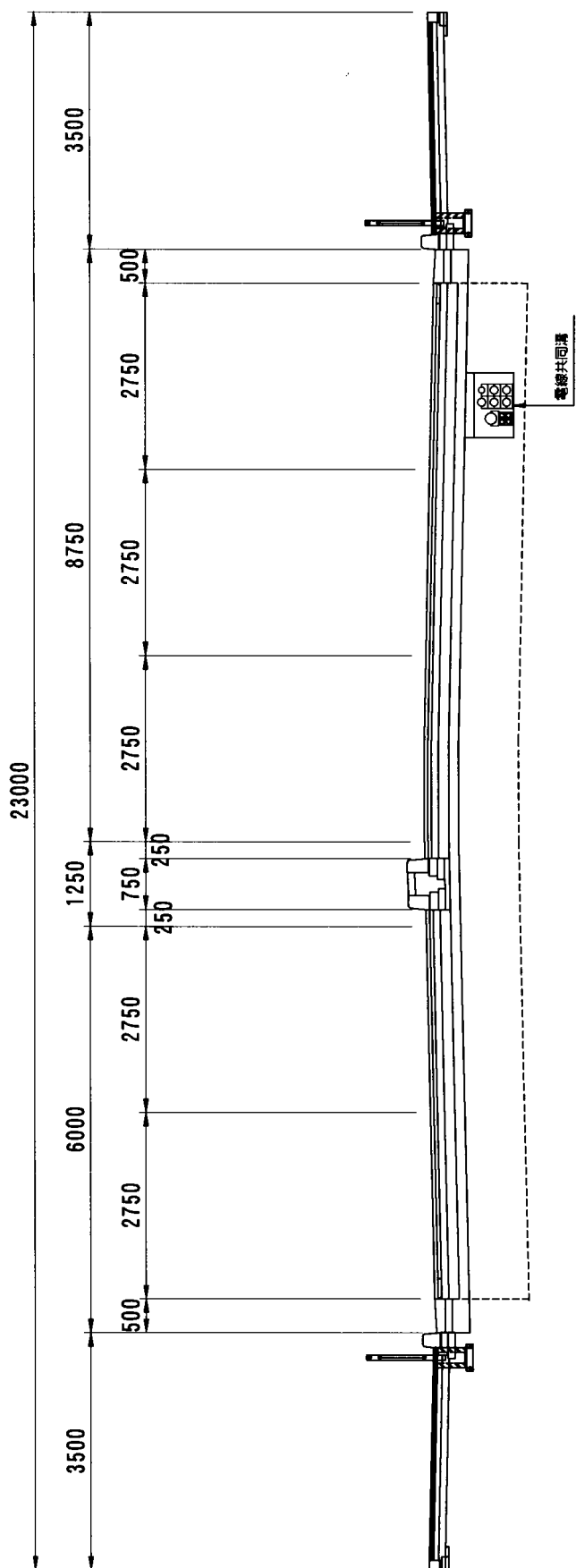
平面図（三条本町線整備工事）



平面図（三条本町線付帯施設整備工事）



圖斷橫準標

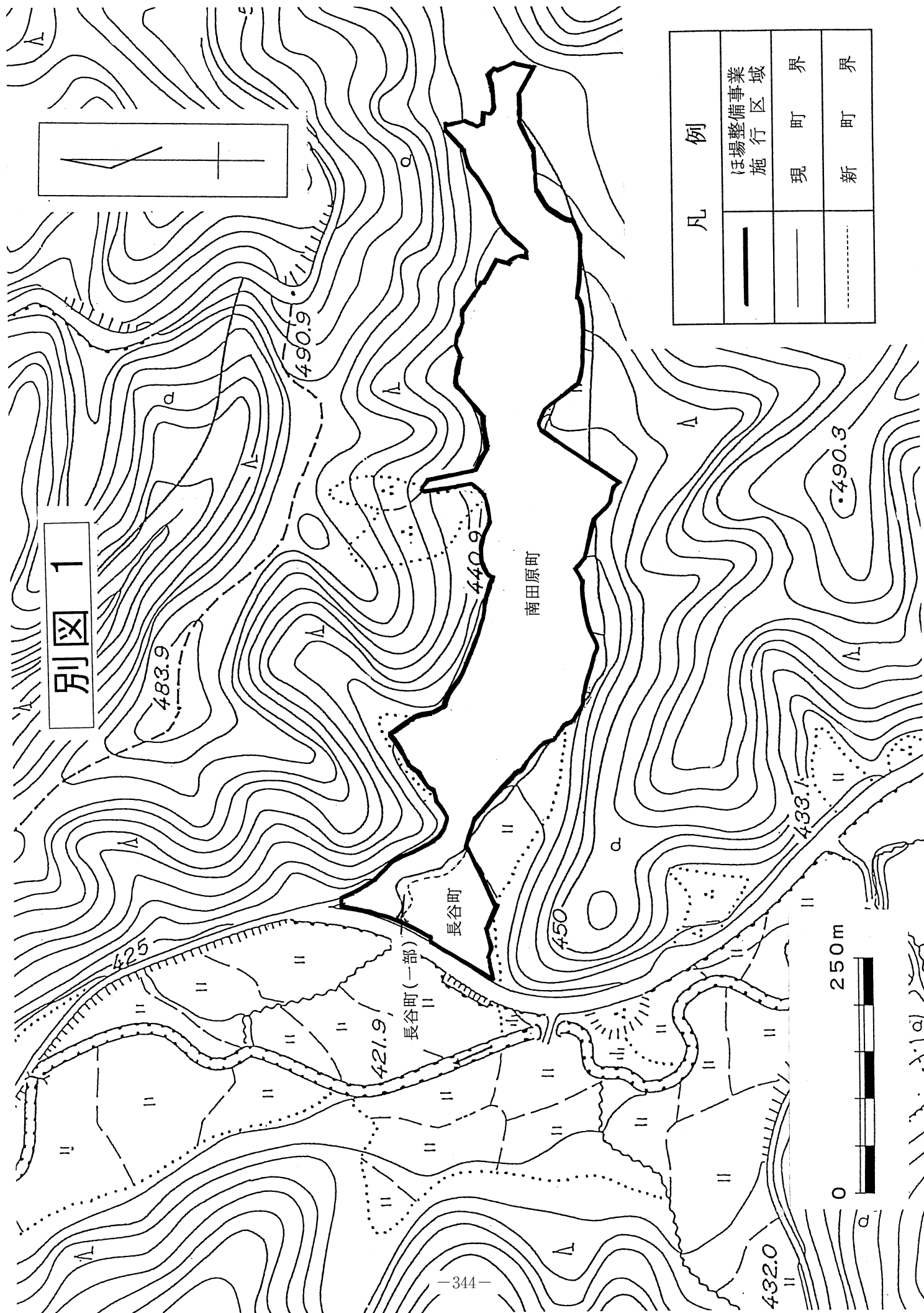


町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定により、県営ほ場整備事業田原南地区施行区域について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する、同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から、本市内の区域のうち別図 1 に示す町の区域を別図 2 に示すとおり変更する。

平成 24 年 11 月 27 日提出

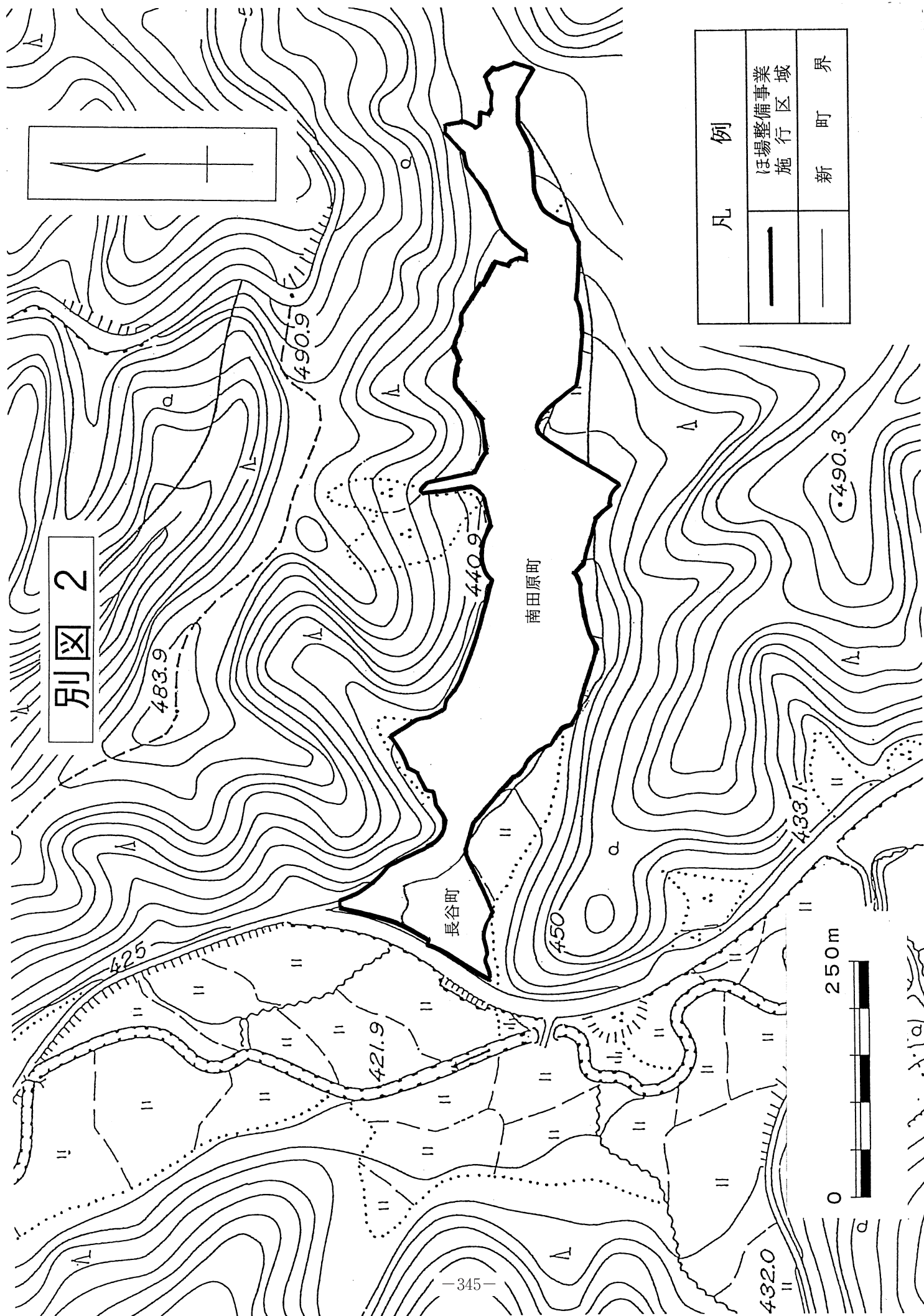
奈良市長 仲 川 元 庸



凡 例	
—	は場整備事業 施行区域
—	現 町 界
---	新 町 界

別図 1

別図 2



凡 例	
	は場整備事業 施行区域
	新 町 界

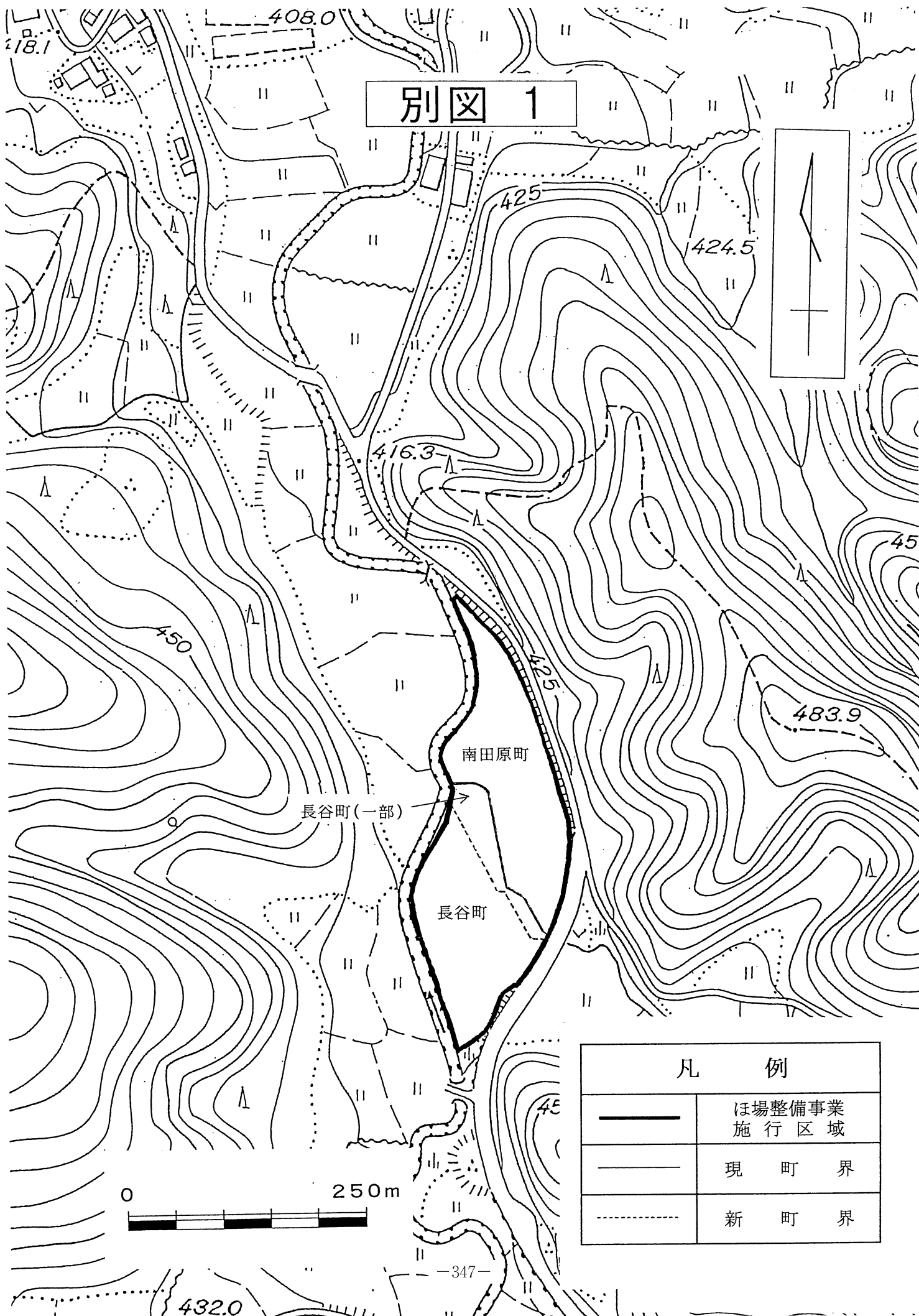
町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定により、県営ほ場整備事業田原南地区施行区域について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する、同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から、本市内の区域のうち別図 1 に示す町の区域を別図 2 に示すとおり変更する。

平成 24 年 11 月 27 日提出

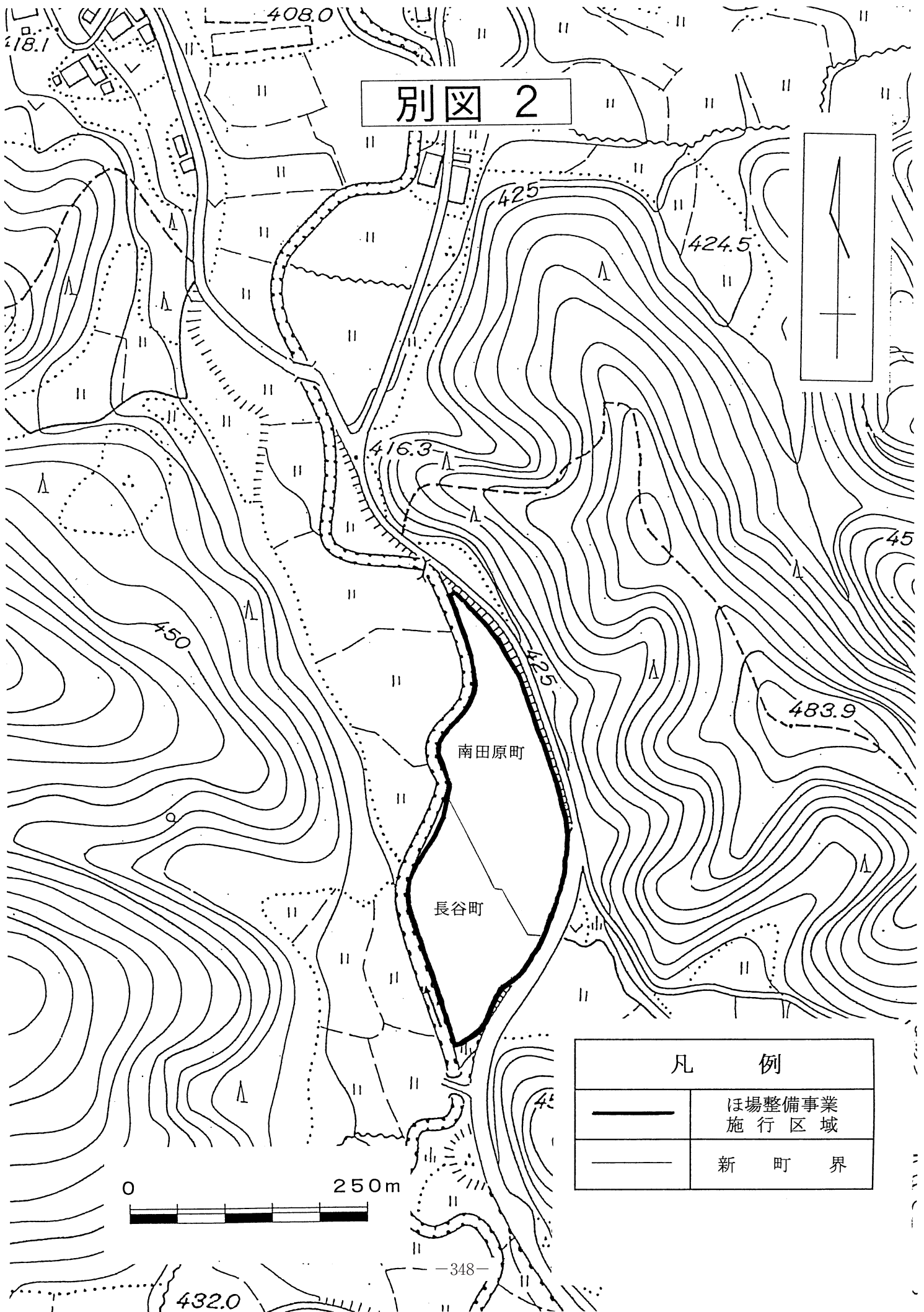
奈良市長 仲 川 元 庸

別図 1



凡 例	
	ほ場整備事業 施行区域
	現 町 界
	新 町 界

別図 2



凡 例	
	ほ場整備事業 施行 区域
	新 町 界

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山 1124 番地

奈良市月ヶ瀬福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目 9 番 10 号

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例第 3 条（第 3 号を除く。）に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市蘭生町 1922 番地の 8

奈良市都祁福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目 9 番 10 号

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁福祉センター条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市都祁福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市都祁福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町 1702 番地の 1

奈良市東福祉センター

奈良市百楽園一丁目 9 番 13 号

奈良市西福祉センター

奈良市右京一丁目 1 番地の 4

奈良市北福祉センター

奈良市南永井町 45 番地の 1

奈良市南福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目 9 番 10 号

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人福祉センター条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関すること。

- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市須川町776番地

奈良市東里老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東里地区万年青年クラブ連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳥見町四丁目4番地

奈良市鳥見老人憩の家

- ## 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市鳥見喜楽会

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鶴舞東町1番79号

奈良市鶴舞老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

万年青年クラブ鶴舞むつみ会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中登美ヶ丘一丁目1994番地の3

奈良市登美ヶ丘老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横井一丁目620番地の1

奈良市横井老人憩の家

- 2 指定管理者の所在地及び名称

横井ひまわりクラブ

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町 387 番地の 12

奈良市杏中老人憩の家

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏中町万年青年クラブ

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町424番地の6

奈良市杏南老人憩の家

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏南町万年青年クラブ

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市八条一丁目823番地

奈良市八条老人憩の家

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市九十九会万年青年クラブ

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東之阪町5番地の60

奈良市東之阪老人憩の家

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪第一老友会

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町191番地の1

奈良市田原老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市田原地区万年青年クラブ連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西狭川町 1 0 8 8 番地の 1

奈良市狭川老人憩の家

- ## 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市上狹川クラブ

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市古市町1482番地の2

奈良市古市老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市古市町梅クラブ

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲・川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大柳生町 1 9 9 0 番地

奈良市大柳生老人憩の家

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 指定管理者を指定する公の施設

奈良市興ヶ原町670番地の1

奈良市柳生老人憩の家

2. 指定管理者の所在地及び名称

奈良市柳生地区万年青年クラブ連合会

会長

3. 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4. 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市紀寺町568番地の7

奈良市梅園老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市紀寺宝寿会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西之阪町5番地の1

奈良市西之阪老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西寿クラブ

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市畑中町 4 番地の 4

奈良市畑中老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市宝寿会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬石打1171番地の1

奈良市石打老人憩の家

- ## 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市石打第二梅寿会

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬桃香野1197番地

奈良市桃香野老人憩の家

- ## 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市桃香野第三梅寿会

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山348番地の3

奈良市尾山老人憩の家

- ## 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市尾山第一梅寿会

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市茗荷町1171番地

奈良市田原老人軽作業場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市田原地区万年青年クラブ連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 作業場の利用に関すること。
- (2) 作業場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市藺生町1861番地の7

奈良市並松老人軽作業場

- ## 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市並松老人学級

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 作業場の利用に関すること。
- (2) 作業場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町 2786 番地

奈良市立柳生診療所

奈良市横田町 336 番地の 1

奈良市立田原診療所

奈良市月ヶ瀬尾山 2790 番地

奈良市立月ヶ瀬診療所

奈良市都祁白石町 1084 番地

奈良市立都祁診療所

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通康

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市立診療所設置条例第 2 条に規定する業務の実施に関すること。

- (2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東之阪町14番地の4

奈良市東之阪共同浴場

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪町自治会

自治会長 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

- ### 3. 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市東之阪共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市東之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西之阪町 29 番地の 1

奈良市西之阪共同浴場

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西之阪町自治会

自治会長 [REDACTED]

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市西之阪共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市西之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横井二丁目250番地の13

奈良市横井共同浴場

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市横井町自治連合会

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市横井共同浴場の供用に関する事。
- (2) 奈良市横井共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市古市町1503番地の1

奈良市古市西共同浴場

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市古市町自治連合体

会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市古市西共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市古市西共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町386番地の1

奈良市杳中共同浴場

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市沓中町自治会

自治会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市杏中共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市杏中共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町 8 5 番地

奈良市杏南共同浴場

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏南町自治会

自治会長

- ### 3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

- #### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市杏南共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市杏南共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東寺林町 38 番地

奈良市ならまちセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ならまちセンター条例第 5 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高畑町 600 番地の 1

入江泰吉記念奈良市写真美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の駐車場の供用に関すること。
- (4) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳴川町 32 番地の 1

奈良市^{おんじょう}音 声 館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市^{おんじょう}音 声 館条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市^{おんじょう}音 声 館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市^{おんじょう}音 声 館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

なら 100 年会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら 100 年会館条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) なら 100 年会館（駐車場を除く。）の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) なら 100 年会館（駐車場を除く。）の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

なら 100 年会館駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町 8 番 1 号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら 100 年会館駐車場の供用に関すること。
- (2) なら 100 年会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市脇戸町 3 番地

奈良市杉岡華邨書道美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市杉岡華邨書道美術館条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市杉岡華邨書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園南三丁目 1 番 5 号

奈良市西部会館市民ホール

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市東成区深江北一丁目 10 番 25 号

株式会社大阪共立

代表取締役 福田 昌二

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市西部会館市民ホール条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市右京一丁目 1 番地の 4

奈良市北部会館市民文化ホール

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市北部会館条例第 5 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町 1133 番地

奈良市都祁交流センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁交流センター条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 交流センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町 1161 番地

奈良市都祁体育館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
庭球場	奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	奈良市都祁馬場町 8 4 6 番地の 5
球技場	奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	奈良市都祁馬場町 8 4 6 番地の 5
多目的コート	奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市都祁馬場町 8 4 6 番地の 5
クラブハウス	奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市都祁馬場町 8 4 6 番地の 5

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条本町 8 番 1 号

奈良市営 J R 奈良駅第 1 駐車場

奈良市三条本町 18 番地の 1

奈良市営 J R 奈良駅第 2 駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町 8 番 1 号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園南三丁目 1 番 5 号

奈良市営西部会館駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町 8 番 1 号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市営西部会館駐車場の供用に関すること。
- (2) 奈良市営西部会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中筋町 31 番地の 18

奈良市中筋自転車駐車場

奈良市右京一丁目 14 番地

奈良市高の原第一自転車駐車場

奈良市朱雀三丁目 23 番地

奈良市高の原第二自転車駐車場

奈良市右京一丁目 14 番地

奈良市高の原第三自転車駐車場

奈良市右京一丁目 12 番地

奈良市高の原第四自転車駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市油阪町 1 番 59

奈交サービス株式会社

取締役社長 藤井 志喜央

3 指定管理者の指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の利用承認及び利用制限に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市柳生町155番地の1

旧柳生藩家老屋敷

奈良市柳生町337番地

旧柳生藩陣屋跡

奈良市柳生下町491番地

柳生観光駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市柳生町155番地の1

柳生観光協会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関すること。
- (2) 観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市手貝町 1 4 番地の 1

奈良市転害門前観光駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1 番 4 3 号

ミディ総合管理株式会社

代表取締役社長 西澤 千秋

3 指定管理者の指定の期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市針町 3 4 5 番地

奈良市針テラス情報館

奈良市針ヶ別所町 1 0 2 5 番地

奈良市都祁農畜産物処理加工施設

奈良市都祁農林水産物処理加工施設

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市中院町 2 1 番地

健一自然農園 株式会社地域活性局コンソーシアム

代表 藤丸 正明

3 指定管理者の指定の期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市針テラス情報館条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市針テラス情報館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。

- (4) 奈良市針テラス情報館並びに奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持に関すること。
- (5) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬長引 2 1 番地の 8

奈良市月ヶ瀬梅の資料館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬長引 2 1 番地の 8

財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会

理事長 今井 吉之

3 指定管理者の指定の期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の利用制限に関すること。
- (3) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の施設及び展示物の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐保台西町 1 1 5 番地

奈良市勤労者総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市勤労者総合福祉センター条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市勤労者総合福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阿字万字町 1 番地の 1

なら工藝館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら工藝館条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) なら工藝館の個展展示コーナーの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) なら工藝館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬長引707番地の10

ロマントピア月ヶ瀬

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬長引707番地の10

ロマントピア月ヶ瀬管理運営組合

理事長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市農林漁業体験実習館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) ロマントピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (3) ロマントピア月ヶ瀬の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14

奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14

奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会

理事長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (2) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山106番地の1

梅の里ふれあい館

2 指定管理者の所在地及び名称

尾山自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 梅の里ふれあい館の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (2) 梅の里ふれあい館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
奈良市生涯学習センター	奈良市杉ヶ町 2 3 番地
奈良市立中部公民館	奈良市上三条町 2 3 番地の 4
奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目 1 番 5 号
奈良市立南部公民館	奈良市山町 2 7 番地の 1
奈良市立三笠公民館	奈良市大宮町四丁目 3 1 3 番地の 3
奈良市立田原公民館	奈良市茗荷町 1 0 7 8 番地の 1
奈良市立富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目 9 番地
奈良市立柳生公民館	奈良市柳生町 3 4 0 番地
奈良市立若草公民館	奈良市川上町 5 7 5 番地
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市中登美ヶ丘三丁目 4 1 6 2 番地の 8 1
奈良市立興東公民館	奈良市大柳生町 3 6 3 3 番地
奈良市立春日公民館	奈良市南京終町一丁目 8 6 番地の 1
奈良市立二名公民館	奈良市学園赤松町 3 6 8 4 番地
奈良市立京西公民館	奈良市六条西一丁目 3 番 4 3 - 2 号
奈良市立平城西公民館	奈良市神功四丁目 2 5 番地
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町 1 9 1 番地の 1
奈良市立富雄南公民館	奈良市中町 5 0 1 番地の 3
奈良市立平城公民館	奈良市秋篠町 1 4 6 8 番地
奈良市立飛鳥公民館	奈良市紀寺町 9 8 4 番地
奈良市立都跡公民館	奈良市五条町 2 0 4 番地の 1
奈良市立登美ヶ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目 9 2 1 番地の 1
奈良市立平城東公民館	奈良市朱雀六丁目 9 番地の 1
奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山 2 8 1 5 番地
奈良市立都祁公民館	奈良市針町 2 1 9 1 番地

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町 2 3 番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 公民館の事業の実施に関すること。
- (2) 公民館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 公民館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市奈良阪町1731番地

奈良市黒髪山キャンプフィールド

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市上深川町5 1 1番地

上深川歷史民俗資料館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市上深川町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市文化財保存公開施設条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 上深川歴史民俗資料館の使用承認申請の受付に関すること。
- (3) 上深川歴史民俗資料館の施設、保管資料等の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公平委員会の委員の選任について

公平委員会の委員として、次の者を選任いたしたいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

[REDACTED]

氏 名

やま ぎき けん じ
山 寄 健 二

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 山 嵯 健 二

生 年 月 日 [REDACTED]

本 籍 地 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

奈良市諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成24年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

[REDACTED]

氏 名

きよ かわ みつ こ
清 川 光 子

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 清 川 光 子

生 年 月 日 [REDACTED]

本 籍 地 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

奈良市諮問第 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を問う。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

氏 名

[REDACTED]

やす だ み さ こ
安 田 美 紗 子

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 安 田 美 紗 子

生 年 月 日 [REDACTED]

本 籍 地 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

奈良市諮問第 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を問う。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

[REDACTED]

氏 名

かわ ぎき えつ ろう
川 崎 悦 郎

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 川 崎 悦 郎

生 年 月 日 [REDACTED]

本 籍 地 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]